

天候異変による警報・交通機関の運休に伴う授業措置

1 天候異変に伴う授業措置

- (1) 午前6時30分の時点で、千葉県北西部（東葛飾地区）に特別警報、暴風警報、大雨洪水警報、大雪警報のいずれかが発令されている場合、生徒は自宅待機とする。
- (2) 午前9時の時点で警報が解除されていない場合、生徒は臨時休校とする。
- (3) 午前9時に警報が解除されている場合は、生徒は速やかに登校し、3時間目からの授業を受ける。

2 交通機関の運休に伴う授業措置

- (1) 午前6時30分の時点で、交通ストライキ・災害・事故などでJR京葉線または武蔵野線が運休している場合、生徒は自宅待機とする。
- (2) 午前9時の時点で運転されない場合は、生徒は臨時休校とする。
- (3) 午前9時までに運転された場合、生徒は速やかに登校し、3時間目からの授業を受ける。

注意事項

- (1) 前日からの台風・大雪が予想されている場合、その対応については学校で指示する。
- (2) 登校する場合は安全に十分注意すること。
- (3) その他の非常変災については、学校の指示に従うこと。